

入札説明資料一覧

(熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給)

- | | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 入札説明書 | 1部 |
| 2 | 入札説明書別紙 | |
| | 別紙① 適合証明書 | 1部 |
| | 別紙②-1 誓約書 | 1部 |
| | 別紙②-2 役員等名簿及び照会承諾書 | 1部 |
| | 別紙②-3 自己申告書 | 1部 |
| | 別紙③ 紙入札方式参加申請書 | 1部 |
| | 別紙④ 入札書 (1部は再入札用) | 2部 |
| | 別紙⑤ 委任状 | 1部 |
| | 別紙⑥ 辞退届 | 1部 |
| 3 | 仕様書 | 1部 |
| 4 | 契約書 (案) | |

入札説明書

熊本労働局

熊本労働局所管の契約に係る一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この説明書の定めるところによる。

1 競争に付する事項

- (1) 調達件名 令和 7 年度 熊本公共職業安定所ほか 9 施設にて使用する電気供給（単価契約）
- (2) 仕様等 別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日午前 0 時から令和 8 年 3 月 31 日午後 12 時まで
- (4) 入札方法 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）と、仕様書別添「需要場所一覧表①、②、③、④」に記載した施設ごとの予定契約電力、力率及び予定使用電力量を基に計算した総価を記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては力率を 100%とする。また、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

※入札書には、下記 4 記載のとおり入札内訳書を添付することとしている。

入札内訳書は、需要場所ごとに、税込単価より算出した税込月額および税込年額表を作成。需要場所ごとの税込年額を全て足しあげ税込総額を算出し、税込総額を税抜に換算（110 分の 100）した税抜総額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）を付記すること。税抜総額が入札額となる。

(5) 入札保証金及び契約保証金 免除

2 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」でA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間に該当しない者であること。
- (8) 過去3年間に、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、職業安定法、労働者派遣法等の労働に関する法令の違反で司法処分に付される等により、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該業務遂行に支障をきたすと判断される者でないこと。
- (9) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。
- (10) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (11) 省CO₂化の要素を考慮する観点から、仕様書に記載する基準を満たすこと。
- (12) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとす。

3 事前審査

入札に参加するにあたっては次の書類を提出し、事前審査を受けること。

(1) 提出書類

- ① 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

- ② 別紙①「適合証明書」(条件を満たすことを証明する書類を添付すること)
- ③ 直近2年間分の労働保険料を納付したことが確認できる書類(分割納付申請をしている場合は、納付期限が到達しているものから直近2年間分)

(例) 領収印のある領収証書の写し、又は労働局労働保険徴収室又は労働基準監督署より交付を受けた納付証明書の写し

- ④ 厚生年金保険料及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の適用事業所(法人事務所や5人以上の従業員がいる個人事業所など)においては、直近2年間について保険料を納付したことが確認できる書類

(例) 領収印のある領収済通知書の写し、又は口座引き落としの場合は、年金事務所より交付を受けた納付証明書の写しなど

- ⑤ 令和4・5・6年度 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」でA、B又はC等級に格付けされている者であることが確認できる書類
- ⑥ 役員(事実上経営に参画しているものを含む)が、暴力的組織(計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行う恐れがある組織)又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者等に該当しない旨の誓約書(別紙②-1「誓約書」、別紙②-2「役員等名簿及び照会承諾書」及び別紙②-3「自己申告書」)
- ⑦ 紙入札により入札を行う場合は、別紙③「紙入札方式参加申請書」

(2) 提出期限

令和7年2月5日(水) 正午

(3) 提出場所

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階
熊本労働局総務部総務課会計第一係(電話 096-211-1701)

(4) 提出方法

① 電子調達システムによる場合

本入札説明書3(1)①から⑥までの書類をスキャナ等で電子データ化したものを、電子調達システムにより送信すること。

② 紙入札による場合

本入札説明書3(1)①から⑦までの書類を、持参又は郵送すること。なお、郵送の際は書留郵便とすること。

(郵便事故については、当局は一切補償しないので予め了承すること。)

(5) その他

当該提出書類に関し、支出負担行為担当官から説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

本件入札は、電子調達システムにより行う。ただし、紙による入札の参加を希望する場合には、別紙③「紙入札方式参加申請書」により令和7年2月5日（水）正午までに申し出を行った場合に限り、紙入札に代えることができる。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年2月6日（木） 午前9時30分

入札金額は上記期限内に電子調達システムにて送信することとし、需要場所ごとの金額が分かる書類（任意様式）を入札内訳書として添付すること。

なお、電子調達システムでは、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到達しない場合があるので、時間に余裕をもって手続きを行うこと。）

(2) 紙入札により入札を行う場合

① 入札書の提出期限

令和7年2月6日（木） 午前9時30分

② 入札書の提出場所

本入札説明書3(3)に同じ。

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙④「入札書」の様式にて作成し、需要場所ごとの金額が分かる書類（任意様式）を入札内訳書として添付し、ホッチキス止めすること。

直接に提出する場合は、封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長殿と記載）及び「**【令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給】の入札書在中**」と朱書きすること。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒で、表封筒に「**【令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給】の入札書在中**」の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、本入札説明書3(3)に提出期限までに到着するよう送付すること。

再度入札書及び再度入札内訳書については、別の封筒に入れて封をし、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長宛）及び「**【令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給】の再度入札書在中**」と朱書きし、入札書の提出と併せて提出すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3) 代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

各種証明の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、開札時まで別紙⑤「委任状」の様式による代理委任状を提出しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(4) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 1者で2通以上の入札をしたもの
- ④ 記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ その他入札に関する条件に違反した入札
- ⑦ 本入札説明書3(1)⑥の誓約書等を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書等に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(5) 入札の延期等

入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和7年2月6日(木) 午前9時31分

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10番1号

熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局 総務課内

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

開札は、入札者又はその代理人に代わり、入札事務に関係のない当局職員を立ち会

わせて行う。(紙入札書事前提出のため、紙入札者についても立会不要。)

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。再入札は、1回までとする。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

6 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

(1) 本入札説明書3に従い書類・資料を提出し、本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。

① 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。

② その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合。

(3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者またはその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

(4) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知するものとする。

7 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

8 その他

(1) 入札説明資料を受領後、入札参加を辞退する場合には、別紙⑥「辞退届」を支出負担行為担当官あてに提出すること。

(2) 契約手続きに使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(3) 契約書の提出等

電子入札で落札に至った事業者との契約は、格別の事情がない限り電子契約で行うこととし、令和7年4月1日付けで契約書を取り交わすものとする。ただし、契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に電子署名又は記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

(4) 入札説明書及び仕様書について疑義がある場合は、令和7年2月5日（水）正午までに、本入札説明書3(3)宛に照会すること。

(5) 電子調達システムについての問い合わせ先

電子調達システムの障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
 03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
- ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、本入札説明書3(3)に連絡すること。

(6) その他

契約書を除く入札書等の会計書類への押印は、令和3年1月1日以降、不要の扱いとしているが、その記載内容については担当者等から提出されるものも含め、事業者としての決定であること。また、押印が省略された書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

適合証明書

令和 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和4年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和4年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (単位:kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和4年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和4年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売り電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙1により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、

- ①令和4年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数
- ②令和4年度の未利用エネルギーの活用状況
- ③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況
- ④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

の4項目に係る数値を以下の表にあてはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要素	区分	得点
① 令和4年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.525 未満	40
	0.525 以上 0.550 未満	35
	0.550 以上 0.575 未満	30
	0.575 以上 0.600 未満	25
	0.600 以上 0.690 未満	20
0.690 以上	0	
②令和4年度の未利用エネルギー活用状況	0.675% 以上	10
	0% 超 0.675% 未満	5
	活用していない	0
③令和4年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50% 以上	20
	5.00% 以上 7.50% 未満	15
	2.50% 以上 5.00% 未満	10
	0% 超 2.50% 未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注) 各用語の定義は、別紙2「各用語の定義」参照。

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売り電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(参入から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1(1)の条件を満たすことを示す書類及び

その根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1(1)の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1(1)の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1(1)の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

「各用語の定義」

用 語	定 義
① 令和4年度1kWhあたりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和4年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>1 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度の調整後二酸化炭素排出係数。</p>
② 令和4年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和4年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)を令和4年度の供給電力量(需要端) (kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $= \frac{\text{令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和4年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>①工場等の廃熱又は排圧</p> <p>②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和4年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>③令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> <p>令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況 (%) = (①+②+③+④+⑤) / ⑥ × 100</p> <p>① 令和4年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))</p> <p>② 令和4年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取取り制度による買取電力量は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和4年度の供給電力量 (需要端 (kWh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には他電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和4年度の供給電力量 (⑥) には他電気事業者への販売分は含まない。</p>
------------------------------	---

<p>④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
------------------------------------	---

誓 約 書

私 / 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適切な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適切な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所
社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

紙入札方式参加申請書

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用した入札に参加できないため、紙入札方式にて参加いたします。

記

1. 入札案件名

令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給（単価契約）

2. 電子調達システムでの参加ができない理由

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

支出負担行為担当官

熊本労働局総務部長 殿

入札書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

- 2 入札件名 令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する
電気供給（単価契約）
- 3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

再 入 札 書

1 入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円

- 2 入札件名 令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する
電気供給（単価契約）
- 3 契約条件 契約書、仕様書その他一切貴局の指示のとおりとする。

入札公告書、入札説明書その他関係規定を承知のうえ上記の金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

又は代理人氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

《注意》

- 入札金額は、算用数字(アラビア数字)で記入し、有効数字直前に¥マークを付すこと。
- 入札金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(消費税額を含めない金額)を、ペン又はボールペンで明確に記すこと。

委 任 状

今般、都合により を代理人と定め

次の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

入札件名： 令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給(単価契約)

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者役職氏名

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

④ 代理人をもって入札するときは、必ず提出すること。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

住所
名称
代表者名
代理人名

下記の競争入札について、入札参加を辞退いたします。

(件名) 令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給 (単価契約)

(辞退理由)

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給（単価契約）
- 2 需要場所 別添「需要場所一覧表①、②、③、④」のとおり。
- 3 業種及び用途 官公署（事務所）

4 仕 様

- (1) 別添「需要場所一覧表①、②、③、④」の需要場所全てに供給すること。
- (2) 電力供給の条件
- | | |
|-------------|-------------------------|
| ①供給電気方式 | : 交流3相3線式 |
| ②供給電圧（標準電圧） | : 6,000ボルト |
| ③計量電圧（標準電圧） | : 6,000ボルト |
| ④標準周波数 | : 60ヘルツ |
| ⑤受電方式 | : 1回線受電 |
| ⑥受電設備の総容量 | 別添「需要場所一覧表①、②、③、④」のとおり。 |
- (3) 月別予定使用電力量、月別予定最大需要電力、月別予定力率、契約電力については、別添「需要場所一覧表①、②、③、④」のとおり。

※1

月別予定使用電力量及び月別予定最大需要電力は、令和5年9月から令和6年8月の実績で予定している。

※2

月別予定使用電力量はあくまでも予定であり、実際の取引は検針によるため増減がある場合も了承すること。

※3

契約電力は、令和5年9月から令和6年8月までの最大需要電力のうち最も大きい値としている。

(4) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率40%とすること。

- (5) 供給期間 令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで

(6) 電力量等の検針

- | | |
|-----------|--------|
| 自動検針装置 | : 有 |
| 電力会社の検針方法 | : 自動検針 |

- (7) 需給地点、計量地点、財産分界点、保安責任分界点について

別添「需要場所一覧表①、②、③、④」のとおり。

(8) 単位及び端数処理

- ①契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ②使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ③力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。
- ④料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てること。

(9) 入札書の金額

入札書の金額は、参加する業者において設定する契約電力及び使用電力量に対する単価を根拠とし、別添「需要場所一覧表①、②、③、④」に示す予定使用電力量の対価の総額とする。

なお、入札書提出の際には、需要場所ごとの積算根拠の分かる書類（任意様式）を入札書内訳として添付すること。

(10) その他

- ①需要場所一覧表①、②、③、④には月別力率実績を記載しているが、契約期間中における力率は、力率調整装置を設置しているため、100%を保持する予定である。入札額については全て力率100%として算出すること。また、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- ②二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取り組みに関し、別に定める条件を満たしていること。
- ③供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について、確認できる書面（様式自由）を原則として年に1回以上提出すること。
- ④フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- ⑤ 天草労働総合庁舎に5.5キロワットの太陽光発電設備を有しているが、自家消費のみである。
- ⑥ 熊本公共職業安定所に非常用発電機を有している（100kVA 1台）。
- ⑦ 八代公共職業安定所に10キロワット程度の太陽光発電設備を有しているが、自家消費のみである。
- ⑧力率割引又は割増、及び燃料費調整を行う場合は、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- ⑨停電にかかる割引については、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件によるものとする。
- ⑩1施設ごとに請求書を発行すること（すなわち10通の請求書が必要となり、請求書の宛名は「官署支出官 熊本労働局長」、請求書の送付先はすべて、熊本市西区春日二丁目10

番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局総務部総務課 とすること。)。

うち1施設分(熊本公共職業安定所分)については、1枚の請求書発行につき、入居者ごとに5分割で支払をするので、さらなる請求書の分割発行は不要である。

- ⑪ 熊本労働局からの支払については、官庁会計システム(ADAMS II)を使用した受託者口座への振込を了承すること。現金・小切手・口座振替での支払はおこなわない。
- ⑫ 仕様書に定めのない供給条件については、九州地区の旧一般電気事業者の定める標準供給条件をもとに協議するものとする。
- ⑬ その他仕様書に定めのない事項については、熊本労働局と受託者の双方による協議のうえ決定するものとする。

5 担当部署

熊本市西区春日二丁目10番1号 熊本地方合同庁舎A棟9階

熊本労働局 総務部 総務課 会計第一係

TEL 096 - 211 - 1701

FAX 096 - 323 - 3661

需要場所一覧表①

需要場所	熊本公共職業安定所						需要場所	熊本公共職業安定所上益城出張所						需要場所	玉名公共職業安定所										
	熊本市中央区大江6-1-38							上益城郡御船町辺田見395							玉名市中1334-2										
受電設備容量 (kVA)	350						受電設備容量 (kVA)	80						受電設備容量 (kVA)	100										
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	20,209	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	113	令和7年4月	100	月別 予定 最大 需要 電力 (kWh)	令和7年4月	2,350	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	20	月別 予定 最大 需要 電力 (kWh)	令和7年4月	100	月別 予定 最大 需要 電力 (kWh)	令和7年4月	3,439	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	35	月別 予定 最大 需要 電力 (kWh)	令和7年4月	100
	令和7年5月	23,999		令和7年5月	113	令和7年5月	100		令和7年5月	2,722		令和7年5月	14		令和7年5月	100		令和7年5月	3,562		令和7年5月	14		令和7年5月	100
	令和7年6月	26,021		令和7年6月	116	令和7年6月	100		令和7年6月	2,930		令和7年6月	18		令和7年6月	100		令和7年6月	3,876		令和7年6月	19		令和7年6月	100
	令和7年7月	33,060		令和7年7月	126	令和7年7月	100		令和7年7月	4,035		令和7年7月	18		令和7年7月	100		令和7年7月	5,949		令和7年7月	23		令和7年7月	100
	令和7年8月	32,837		令和7年8月	169	令和7年8月	100		令和7年8月	4,081		令和7年8月	24		令和7年8月	100		令和7年8月	6,394		令和7年8月	45		令和7年8月	100
	令和7年9月	30,608		令和7年9月	167	令和7年9月	100		令和7年9月	3,427		令和7年9月	25		令和7年9月	100		令和7年9月	5,611		令和7年9月	40		令和7年9月	100
	令和7年10月	22,172		令和7年10月	145	令和7年10月	100		令和7年10月	2,613		令和7年10月	23		令和7年10月	100		令和7年10月	3,746		令和7年10月	37		令和7年10月	100
	令和7年11月	18,773		令和7年11月	122	令和7年11月	100		令和7年11月	2,323		令和7年11月	17		令和7年11月	100		令和7年11月	3,846		令和7年11月	23		令和7年11月	100
	令和7年12月	23,376		令和7年12月	109	令和7年12月	100		令和7年12月	2,998		令和7年12月	20		令和7年12月	100		令和7年12月	5,751		令和7年12月	23		令和7年12月	100
	令和8年1月	24,637		令和8年1月	131	令和8年1月	100		令和8年1月	3,452		令和8年1月	24		令和8年1月	100		令和8年1月	6,314		令和8年1月	41		令和8年1月	100
	令和8年2月	21,061		令和8年2月	135	令和8年2月	100		令和8年2月	2,785		令和8年2月	27		令和8年2月	100		令和8年2月	5,229		令和8年2月	43		令和8年2月	100
	令和8年3月	21,082		令和8年3月	113	令和8年3月	100		令和8年3月	2,691		令和8年3月	20		令和8年3月	100		令和8年3月	5,035		令和8年3月	34		令和8年3月	100
	合計	297,835		契約電力 (令和6年9月現在)	169				合計	36,407		契約電力 (令和6年9月現在)	28					合計	58,752		契約電力 (令和6年9月現在)	45			
需給地点	熊本公共職業安定所の構内地中の区分開閉器等の電源側接続点						需給地点	熊本公共職業安定所上益城出張所の構内1号柱上の区分開閉器の電源側接続点						需給地点	玉名公共職業安定所の構内1号柱との区分開閉器の負荷側接続点										
計量地点	熊本公共職業安定所の受電室内の引込断路器の電源側						計量地点	熊本公共職業安定所上益城出張所の区分開閉器の負荷側直後						計量地点	玉名公共職業安定所の構内1号柱との区分開閉器の負荷側直下										
財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。						財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。						財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。										
保安責任分界点	需給地点に同じ						保安責任分界点	需給地点に同じ						保安責任分界点	需給地点に同じ										

需要場所一覧表②

需要場所	宇城公共職業安定所					需要場所	阿蘇公共職業安定所					需要場所	天草労働総合庁舎					
	宇城市松橋町松橋266						阿蘇市一の宮町宮地2318-3						天草市丸尾町16-48					
受電設備容量 (kVA)	80					受電設備容量 (kVA)	60					受電設備容量 (kVA)	175					
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	3,020	令和7年4月	25	令和7年4月	100	令和7年4月	2,377	令和7年4月	22	令和7年4月	100	令和7年4月	4,038	令和7年4月	25	令和7年4月	100
	令和7年5月	3,159	令和7年5月	13	令和7年5月	100	令和7年5月	2,203	令和7年5月	17	令和7年5月	100	令和7年5月	4,678	令和7年5月	17	令和7年5月	100
	令和7年6月	3,649	令和7年6月	23	令和7年6月	100	令和7年6月	2,239	令和7年6月	12	令和7年6月	100	令和7年6月	7,318	令和7年6月	34	令和7年6月	100
	令和7年7月	6,594	令和7年7月	24	令和7年7月	100	令和7年7月	3,066	令和7年7月	11	令和7年7月	100	令和7年7月	9,383	令和7年7月	34	令和7年7月	100
	令和7年8月	6,713	令和7年8月	44	令和7年8月	100	令和7年8月	3,175	令和7年8月	19	令和7年8月	100	令和7年8月	8,647	令和7年8月	43	令和7年8月	100
	令和7年9月	5,501	令和7年9月	43	令和7年9月	100	令和7年9月	2,575	令和7年9月	19	令和7年9月	100	令和7年9月	8,098	令和7年9月	40	令和7年9月	100
	令和7年10月	3,415	令和7年10月	35	令和7年10月	100	令和7年10月	2,156	令和7年10月	16	令和7年10月	100	令和7年10月	5,393	令和7年10月	41	令和7年10月	100
	令和7年11月	3,532	令和7年11月	19	令和7年11月	100	令和7年11月	2,445	令和7年11月	12	令和7年11月	100	令和7年11月	3,746	令和7年11月	34	令和7年11月	100
	令和7年12月	4,842	令和7年12月	23	令和7年12月	100	令和7年12月	3,412	令和7年12月	20	令和7年12月	100	令和7年12月	5,731	令和7年12月	19	令和7年12月	100
	令和8年1月	5,178	令和8年1月	34	令和8年1月	100	令和8年1月	3,565	令和8年1月	32	令和8年1月	100	令和8年1月	5,709	令和8年1月	28	令和8年1月	100
	令和8年2月	4,393	令和8年2月	32	令和8年2月	100	令和8年2月	3,047	令和8年2月	31	令和8年2月	100	令和8年2月	5,601	令和8年2月	29	令和8年2月	100
	令和8年3月	4,221	令和8年3月	29	令和8年3月	100	令和8年3月	3,049	令和8年3月	28	令和8年3月	100	令和8年3月	5,349	令和8年3月	28	令和8年3月	100
	合計	54,217	契約電力 (令和6年9月現在)	44			合計	33,309	契約電力 (令和6年9月現在)	32			合計	73,691	契約電力 (令和6年9月現在)	44		
需給地点	宇城公共職業安定所の構内1号柱上の区分閉閉器の電源側接続点					需給地点	阿蘇公共職業安定所の構内1号柱					需給地点	天草労働総合庁舎の構内先方1号柱上の電源側接続点					
計量地点	宇城公共職業安定所の受電室内の引込断路器の電源側					計量地点	阿蘇公共職業安定所の構内に九州電力(株)が施設する先方1号柱					計量地点	天草労働総合庁舎の構内1号柱					
財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。					財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。					財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。					
保安責任分界点	需給地点に同じ					保安責任分界点	需給地点に同じ					保安責任分界点	需給地点に同じ					

需要場所一覧表③

需要場所	人吉労働総合庁舎					需要場所	八代労働基準監督署					需要場所	菊池労働基準監督署					
	人吉市下薩摩瀬町1602-1						八代市大手町2-3-11						菊池市大琳寺236-4					
受電設備容量 (kVA)	100					受電設備容量 (kVA)	125					受電設備容量 (kVA)	125					
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	3,287	令和7年4月	30	令和7年4月	100	令和7年4月	1,866	令和7年4月	17	令和7年4月	89	令和7年4月	1,921	令和7年4月	12	令和7年4月	100
	令和7年5月	3,646	令和7年5月	12	令和7年5月	100	令和7年5月	2,805	令和7年5月	11	令和7年5月	96	令和7年5月	2,007	令和7年5月	7	令和7年5月	100
	令和7年6月	4,228	令和7年6月	25	令和7年6月	100	令和7年6月	4,209	令和7年6月	22	令和7年6月	89	令和7年6月	2,257	令和7年6月	11	令和7年6月	100
	令和7年7月	6,871	令和7年7月	29	令和7年7月	100	令和7年7月	5,476	令和7年7月	22	令和7年7月	88	令和7年7月	3,136	令和7年7月	11	令和7年7月	100
	令和7年8月	6,848	令和7年8月	35	令和7年8月	100	令和7年8月	5,201	令和7年8月	27	令和7年8月	88	令和7年8月	3,273	令和7年8月	18	令和7年8月	100
	令和7年9月	5,837	令和7年9月	35	令和7年9月	100	令和7年9月	4,949	令和7年9月	26	令和7年9月	85	令和7年9月	2,788	令和7年9月	20	令和7年9月	100
	令和7年10月	3,689	令和7年10月	35	令和7年10月	100	令和7年10月	2,458	令和7年10月	28	令和7年10月	94	令和7年10月	2,077	令和7年10月	16	令和7年10月	100
	令和7年11月	3,572	令和7年11月	22	令和7年11月	100	令和7年11月	2,214	令和7年11月	25	令和7年11月	97	令和7年11月	2,063	令和7年11月	11	令和7年11月	100
	令和7年12月	5,306	令和7年12月	35	令和7年12月	100	令和7年12月	3,419	令和7年12月	20	令和7年12月	92	令和7年12月	2,723	令和7年12月	9	令和7年12月	100
	令和8年1月	5,850	令和8年1月	34	令和8年1月	100	令和8年1月	3,370	令和8年1月	25	令和8年1月	93	令和8年1月	3,481	令和8年1月	15	令和8年1月	100
	令和8年2月	4,302	令和8年2月	43	令和8年2月	100	令和8年2月	3,014	令和8年2月	19	令和8年2月	94	令和8年2月	2,800	令和8年2月	25	令和8年2月	100
	令和8年3月	4,341	令和8年3月	34	令和8年3月	100	令和8年3月	2,976	令和8年3月	19	令和8年3月	95	令和8年3月	2,832	令和8年3月	16	令和8年3月	100
	合計	57,777	契約電力 (令和6年9月現在)	43			合計	41,957	契約電力 (令和6年9月現在)	29			合計	31,358	契約電力 (令和6年9月現在)	25		
需給地点	人吉労働総合庁舎の構内1号柱の気中開閉器の負荷側					需給地点	八代労働基準監督署の構内1号柱に施設するの区分開閉器の電源側接続点					需給地点	菊池労働基準監督署の構内1号柱上の区分開閉器の電源側接続点					
計量地点	人吉労働総合庁舎の構内1号柱に九州電力(株)が施設する気中開閉器の負荷側					計量地点	八代労働基準監督署の構内1号柱上の区分開閉器の負荷側直後					計量地点	菊池労働基準監督署の構内1号柱上の区分開閉器の負荷側直後					
財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。					財産分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。					保安責任分界点	需給地点に同じ、ただし計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。					
保安責任分界点	需給地点に同じ					保安責任分界点	需給地点に同じ					財産分界点	需給地点に同じ					

需要場所一覧表④

需要場所	八代公共職業安定所							
	八代市清水町1-34							
受電設備容量 (kVA)	175							
月別 予定 使用 電力量 (kWh)	令和7年4月	2,836	月別 予定 最大 需要 電力 (kW)	令和7年4月	23	月別 力率 実績 (%)	令和7年4月	100
	令和7年5月	2,826		令和7年5月	11		令和7年5月	100
	令和7年6月	3,466		令和7年6月	14		令和7年6月	100
	令和7年7月	5,206		令和7年7月	15		令和7年7月	100
	令和7年8月	5,645		令和7年8月	35		令和7年8月	100
	令和7年9月	4,804		令和7年9月	31		令和7年9月	100
	令和7年10月	2,807		令和7年10月	20		令和7年10月	100
	令和7年11月	2,981		令和7年11月	14		令和7年11月	100
	令和7年12月	4,703		令和7年12月	20		令和7年12月	100
	令和8年1月	4,990		令和8年1月	35		令和8年1月	100
	令和8年2月	3,869		令和8年2月	34		令和8年2月	100
	令和8年3月	3,609		令和8年3月	23		令和8年3月	100
合計	47,742	契約電力 (令和6年9月現在)	35					
需給地点	八代公共職業安定所の構内1号柱の気中開閉器							
計量地点	八代公共職業安定所の構内1号柱の気中開閉器の負荷側							
財産分界点	需給地点に同じ。ただし、計量地点における計量装置は九州電力送配電(株)の所有とする。							
保安責任分界点	需給地点に同じ。							

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 熊本労働局総務部長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と、○○○○ ○○○ (以下「乙」という。)は、「令和7年度 熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気供給 (単価契約)」に関し、双方対等の立場において、次の条項により契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 甲と乙は本契約を締結し、別添「仕様書」等に基づき信義に従い誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、別添「仕様書」等に基づき、熊本公共職業安定所ほか9施設にて使用する電気を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第3条 契約単価は、次のとおりとする。

基本料金単価	○○. ○円 / k W (税込)
従量料金単価 (7月から9月)	○○. ○円 / k W h (税込)
従量料金単価 (7月から9月以外)	○○. ○円 / k W h (税込)

(契約単価の変更)

第4条 契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要があるときは、乙の通知によりこれを改定することができる。

(契約保証金)

第5条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(需要場所及び期間)

第6条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

契約履行期間 令和7年4月1日0時から
令和8年3月31日24時まで
契約履行場所 別添「仕様書」のとおり
検査場所 契約履行場所に同じ

(検査)

第7条 乙は、毎月初日から末日までの電気の供給が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、乙より前項の通知を受けたときは検査を行い、乙はこの検査に合格しなければならない。
- 3 検査のために必要な費用は、すべて乙で負担すること。

(使用電力量の増減)

第8条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることが出来るものとする。

(契約電力の変更)

第9条 供給開始後の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のいずれか大きい値により決定する。ただし、最大需要電力が500kWとなる場合等、乙の供給条件に特段の定めがある場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定する。

(料金の計算)

第10条 料金の算定は、毎月初日から末日までの月を単位とした使用電力量によるものとする。

(支払)

- 第11条 乙は、第7条第2項の検査に合格したときは、第3条の契約金額に基づき、「官署支出官熊本労働局長」あて請求書を提出しなければならない。
- 2 前項の請求書に記載する電力料金は、第3条の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額と第3条の従量料金単価に第10条に基づき計測した当該月における使用電力量を乗じて得た額を加算した額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。
 - 3 甲は、第1項の規定による適法な請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。
 - 4 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、九州地区の旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。

(遅延利息)

第12条 甲は、前条第3項の約定期間内に支払を行わない場合には、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約により生ずる権利又は義

務を第三者に譲渡又は委託してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることになったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が第7条第2項の検査に合格しないとき。
- 二 天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 四 乙が本契約の解除を請求し、その理由が正当であると甲が認めたとき。
- 五 第28条の規定に違反したとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて計算した総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

第18条 甲は、契約期間の間、第14条第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第19条、第20条及び第22条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(再委託)

第25条 乙は業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

2 乙は、再委託する場合には、甲に再委託に係る承認申請書（様式1）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。

3 乙は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第26条 乙は、再委託先を変更する場合は、当該再委託先が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書(様式2)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第27条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び所在地並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図(様式3)を甲に提出しなければならない。

2 乙は履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書(様式4)を甲に届け出なければならない。ただし次の各号の一に該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の所在地の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第28条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第29条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第30条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期

- 日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(秘密の保持)

第31条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下、「秘密情報」という。）を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第32条 この契約に定めのない事項について、紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第33条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第12条、第14条第2項、第16条、第17条、第21条、第23条、第30条、第31条、第32条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有する。

令和7年4月1日

甲 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 ○○ ○○ 印

乙 ○○○○○○○○○○
○○○○
○○○○○ ○○ ○○ 印

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2 委託する相手方の業務の範囲
- 3 委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2 変更後の事業者の業務の範囲
- 3 変更する理由
- 4 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5 契約金額
- 6 その他必要と認められる事項

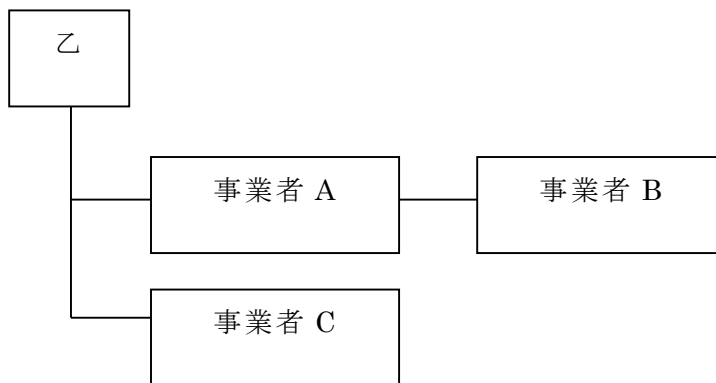
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	熊本市〇〇区…	〇〇円	
B			



(様式4)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
熊本労働局総務部長 殿

名称
代表者職氏名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図